

# 議 事 録

令和7年2月10日

会議名	第20回伊賀市農業委員会総会										
開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室									13:30 ～ : 15:30	
出席者	農業委員	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)									
		中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多									
	推進委員	西口 喜久永	(計24名)								
		吉岡 川口(貞)									
事務局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田										
欠席者											
議 事											
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第20回総会を開催します。										
議長	皆さんこんにちは。この大事な場なのに頭を丸めまして、昔阪神タイガースが優勝しなかった時にも一回やりましたけれど、今回は髪の毛がなくなりましてですね、もう思い切って短くしました。それはそうと米の値段が非常に高くなっています。5kg4千円とか5千円というのが相場と聞いております。これ今度の7年産の価格にどういふふうに影響してくるのか非常に興味があるんですけども、5kg5千円といひますと、30kg3万円ですかね。非常に高い米になっております。生産者といたしましても非常に心配する価格でございますけれども、米が非常に重要なものになっているということは確かでございます。今後どうなるのか見守っていきたいというふうに思っております。それでは第20回の伊賀市農業委員会総会を始めたいと思います。										
議長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局	委員総数24名中、現在24名の委員に出席を頂いています。農業委員会等に関する法律第27条第3項(総会の成立要件)の規定にあります、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。										
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一同	異議なし。										
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は12番の田中委員、13番の池町委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきください。										
議長	それでは、只今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。										
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数16件、筆数は田34筆、畑4筆、面積は合計56,619㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知について説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田9筆、面積は合計14,017㎡についての通知がありましたので報告いたします。										
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。										
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。										
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について、事務局の説明を求めます。										

事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料4ページをご覧ください。</p> <p>No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aのため、営農計画書が提出されています。譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。譲受人の農作業歴はありませんが、知人に教えてもらいながら、本人と妻が常時従事します。農機具は耕運機1台をリースされています。現況は畑であり、葉物野菜や一部に果樹を耕作予定です。譲受人は住所が名張市ですが、大山田に住居を移転予定であることから、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は103aで、取得後は107aとなります。本人の農作業歴は20年で、本人と妻が常時従事しています。農機具の所有はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台所有しています。現況は畑であり、ニンニクやオクラなどを作付け予定です。申請地横に自宅があり、従前から譲受人が管理していたことから、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は14aで、取得後は15aとなります。本人の農作業歴は49年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、耕運機を1台を所有しています。現況畑で、露地野菜を作付け予定です。譲受人の住所は奈良市ですが、従前から自身の所有する隣の畑と一体で管理していた土地で登記名義の整理をする形で、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.4 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は250aで、No.5も含め取得後は256aとなります。本人の農作業歴は48年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕うん機を1台を所有しています。現況畑で、露地野菜を作付け予定です。譲受人は隣接の〇〇さんの空き家を購入し、併せて農地も取得するもので、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.5、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は250aで、No.4も含め取得後は256aとなります。本人の農作業歴は48年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕うん機を1台を所有しています。現況畑で、露地野菜を作付け予定です。No.3の土地は〇〇さんが管理していたが名義が〇〇さんで、逆にこちらは〇〇さんが管理していたが〇〇さん名義になっていました。〇〇さんの農地を〇〇さんが引き受けることから名義の整理をする形です。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.6、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は74aで、取得後は80aとなります。本人の農作業歴は3年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、耕うん機を1台を所有しています。現況畑で、サツマイモを作付け予定です。譲受人の住所は大阪市になっていますが、伊賀市朝屋に2年ほど前に居宅を購入済みであり、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、上野地区、花之木地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
玉岡委員	<p>No.1、1月の27日に関係者一同、現地を確認しました。先ほど事務局からのご説明の通りでございまして、譲受人と譲渡人は親戚関係ということで、高齢のためにこの土地を持って欲しいというようなことで、野菜を栽培するということです。いろいろと現地で確認したんですけど、問題なく耕作するということですので、よろしく願いいたします。</p>

門口委員	No.2でありますけれど、これは〇〇さんと〇〇さんはずですね、家が隣接しておりますね、〇〇さんが高齢の為ということで隣の〇〇さんに売却というような話です。耕作のほうは麦と里芋を耕作しておりましたので何ら問題はないというふうに思います。No.3、4、5番につきましては、〇〇さんが緑ヶ丘に、もう20年程前に引っ越しをしまして、実家の土地のある部分を、近隣の人に無償で譲渡したということです。で、無償で譲受けた〇〇さんについても〇〇さんについても充分耕作をする能力のある方であると思いますので、何ら問題は無いですというふうに思います。No.6は、〇〇さんと〇〇さんについてはサツマイモを生産、販売をしておると。〇〇さんは販売、〇〇さんは生産を担当しており、今回〇〇さんに移転されたということで、何ら問題は無いですというふうに思います。〇〇さんの住所は大阪になってはいますが、仮の家を上野地内に構えておりますので、そこから通うという話であります。以上、よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.7～13について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.7、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は26aで、取得後は27aとなります。本人の農作業歴は51年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインを1台をリースしています。現況畑で、野菜や果樹を作付け予定です。譲受人は隣地に住んでいて、以前から耕作管理していることから、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は3,180aで、No.9を含め取得後は3,211aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。水稻を作付け予定です。譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人で、当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は3,180aで、No.8を含め取得後は3,211aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。水稻を作付け予定です。譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人で、当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は158aで、取得後は162aとなります。本人の農作業歴は15年で、本人が常時従事しています。農機具は耕運機を1台を所有しています。現況畑で、野菜を作付け予定です。譲受人は近隣に住んでいることから、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.11、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、取得地が農用地を含みますので新規営農面談を行いました。本人の年齢は40歳で、農作業歴は15年、本人と妻が常時従事します。出身は北海道で函館の土木科の高校卒業後土木業に従事しましたがしっくりこず、農家民宿での体験から、農業の道を目指すこととなりました。富山県で農業法人に参加して米作りを学び、静岡で無農薬野菜の研修などを経て、インドで1年間修業したのち、青山の種生で1年間過ごす中で、定住先を探していたところ、妻の地元の縁があって〇〇さんの居宅と農地を取得することとなりました。農機具はトラクターをリース中で、田植え機やコンバイン等今後購入予定です。譲受人は畑の目の前の居宅も購入済みで、効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12、申請内容は議案書のとおりです。譲渡人は遠方のため農地の管理ができず、これまで譲受人が農地を管理してきたことから申請に至ったものです。譲受人の取得後の耕作面積は238aとなり、農作業歴は50年で常時従事されています。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作される計画で、自宅の隣接にあることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13、申請内容は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は無く、農用地が含まれていることから2月3日に新規営農面接審査を行いました。農作業歴は家庭菜園程度であり、申請地の隣りに居宅を新築し、今後、常時従事される予定です。農機具は、耕うん機1台を所有され、トラクター、田植機、コンバインは近所の方から借り受け、農業についても教えてもらう予定です。今回取得する農地では水稻と野菜を耕作する計画で、新規営農面接審査の結果、新規営農者として認められたところでした。申請地は現在の自宅から車で5分程度であり、また今後建築予定の居宅の隣接にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区、花垣地区、丸柱地区、鞆田地区、依那古地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
川口委員	30日に関係者一同で立ち合いを行いました。この土地に関しては以前から〇〇さんが耕作しており何ら問題はございません。まあ自宅のすぐ傍で別段問題はございませんので、よろしくお願いします。
中原委員	花垣です。1月30日に現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりということで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
福地委員	失礼します、丸柱です。先月31日に関係者立ち会いの上、現地確認を行いました。面積が少ないんですが、既にちょっと管理もできにくいということから、譲受人のほうにお渡しさせていただくということで今回の申請に至りましたので、よろしくお願いします。以上です。
山本委員	11番、鞆田です。譲受人に関しては先ほど説明があった通りですけれども、いろいろな経験されてまして、こちらに定住と言いますか住む形になるんですけども、農業する設備的にちょっと不安がありますけれども、妻の実家が鞆田地内、妻の親戚が近所にお住まいとのことで、助け合っていけると思います。なので、問題はないと思います。以上です。
藤室委員	No.12ですが、1月の27日に立ち合いを行いました。これは譲受人の宅地に隣接した農地で以前から借りて耕作をしておりました。今回それを譲り受けるという事ですので何ら問題はなく引き続いてやっていってくれるかと思います。13番ですが、家を建てたいために宅地を購入して、その宅地にですね、隣接して農地がへばりついて、とこういうような農地です。本人もある程度年齢もとってますので、定年後にいま言っている購入した農地で農業をする、反別も1反くらいですので、以前からお米を買おうておるので、丁度自分のところの飯米として耕作するというので、頑張ってもらっていただいたら良いかと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.7～13について、一括して採決することにご異議ございませんか。

一同	異議なし。
議長	議案第1号No.7～13について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～13については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.14～19について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.14、申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は1aとなります。農作業歴はありませんが、農地を取得後は常時従事する予定で、くわ等により自家用野菜を栽培される計画です。申請地は自宅から150m程で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15、申請内容は議案書のとおりです。譲渡人が相続により農地を取得しましたが、親族である譲受人へ贈与することになったものです。譲受人の取得後の耕作面積は4aとなり、農作業歴は10年で、常時従事しています。農機具は、譲受人の兄から耕うん機を借りる予定で、申請地ではさつまいもやナスなどの自家用野菜を栽培される計画です。申請地は自宅から車で10分程度であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、営農計画書により、佐那具町の農地で金柑を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところですが、取得後の耕作面積は3aとなります。譲受人の住所は、現在徳島県阿南市ですが、亀山市や鈴鹿市でも農地を所有され管理されていて、佐那具町の農地も今後一緒に耕作することを確認しています。また、隣接地の農舎と耕運機2台を借りるということで、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.17、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、営農計画書により、炊村の農地でじゃがいも・柿等を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところですが、取得後の耕作面積は3aとなります。譲受人の住所は、現在東京都新宿区ですが、申請地から徒歩1分の場所で空き家を購入し住む予定です。また、農機具についても知人から耕運機を借りるということ、申請地は住居予定地の近隣であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.18、19は土地交換となりますので合わせて説明をします。No.18〇〇さんの耕作面積は26aで交換後は20aとなります。農作業歴は、本人が40年・妻が25年常時従事されています。農機具は耕運機を所有、田植え機、トラクターをリースされており、取得後は柿等果樹を耕作する予定です。以前から一部耕作されており、また、申請地までも近く、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。 No.19〇〇さんの耕作面積は112aで交換後は118aとなります。農作業歴は、本人が40年・子が2人でそれぞれ3年と5年常時従事されています。農機具はトラクター3台、田植え機2台、コンバイン2台をそれぞれ共有で所有されており、取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は自宅から車で数分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
議長	只今の説明に関連して、阿保・上津地区、府中地区、山田地区、阿波地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
折戸委員	No.14です。1月23日に関係者で現地立会いを行いました。先ほど事務局から説明があった通り、別に問題が無いと思われます。15番についても、別に問題はないと思います。以上です。
高田委員	16番府中です。1月28日に、関係者で立ち会いを行いました。説明は事務局の説明どおりで何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願います。

西尾委員	17番山田地区です。1月21日に現地立ち会いを行いました。お寺の前にある畑で、東京から引っ越してこられて、ちょっと家庭菜園的なことをやるということですが、面積も小さいですし、お寺の前ということで迷惑もかけられないということで頑張っていただけと書いてありますので、良いのではないかなという思います。よろしく願います。
橋本委員	18、19でございますが、同じ富永地内です。生産行為を高めるといふか、散らばっている土地をできるだけ集約した形でお互いが作っていくと、生産していくということでございます。そういう取り組みですので、何ら問題ないかなというふうに思います。よろしく願います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	16番ですけど、鈴鹿とか関でも農地をやっているって、でまあ今回佐那具でもやろうとする。実際この方は徳島から来て、どんな形で農作業をやっていますか。
事務局	聞きましたらあの、鈴鹿とか亀山とかでも畑、同じ佐那具と同じ畑で、それで同じような果樹とか増えているってことで確認をいたしております。
西田委員	徳島からとは、まあ明石海峡大橋で半日で来るかどうかは知らないが農機具とかもあるし、車で移動して、トラックか何か乗ってきて農作業をやるんですか。
事務局	いや、農機具は佐那具町内の隣地に農舎と耕耘機等を借りると聞いておりますので、多分乗用車で来られると思いますので。
西田委員	乗用車で、借りてやるということですか。
事務局	はい、そのように伺っております。
西田委員	この方は因みにお幾つくらいですか。農業以外の仕事もあるんですか。
事務局	そこはちょっと聞いてはいませんが、徳島県のほうでされていると伺っております。52歳ですね、年齢は。
西田委員	少し理解し難い部分がありますね。
議長	徳島県から来て、どこかに宿泊所はあるのですか。
事務局	いや、そこは伺っていないので、多分無いとは思いますが。
森下委員	ホテルに宿泊してまでの利益のでる広い土地でもないし、やっぱり本当の目的は何かということも追及したい気持ちもあるし。
西田委員	この農地は、佐那具のどの辺りですか。
事務局	あの、佐那具町のパネフリの工場の南側です。パネフリ、25号線のパネフリってところの会社の南側です。
西田委員	25号線？
事務局	はい、25号線からちょっと入らんとはいけませんけれど、100mくらい入った所ですね。
	10秒程度 沈黙
事務局	何度も本人さんに確認をいたしておりますので、あの、ちゃんと農地として管理していくと伺っております。
	10秒程度 沈黙
事務局	知り合いに頼まれての事のように。何か他にも土地を売買しているようで、そのうちの1筆みたいです。全部土地を手放すから買ってくれないかっていう、そんな感じがします。この土地自体はごく小さいですし、大きな道の傍でもない。
門口委員	中身が見えないのよね、何か理由がある筈だから。それを説明してもらったら、それで終わる話な気がします。
事務局	恐らく、この人は投資で、この土地で儲けるというのではなくて、三重県が気に入って、太陽光を買ってみたりしているような感じがします。要はあっちで太陽光を買ってみたり、色んなことをしているみたいな感じがします。

西田委員	そんなことを言ったらいけない。
事務局	太陽光として買っているならば違法でも何でもない。
西田委員	違う。今は農地法の第3条の審議をしているのであって、3条の審査は譲受人がきちんと農業をすると言うのを確認できて初めて許可ができる。今いう太陽光に売するために云々という話はいかがなものか。
事務局	この農地で太陽光をするとは一言も言っていない。私は県内他市で持っていると話しただけで、それは5条等できちんと許可を取っていると思いますが。
西田委員	どこでするかは関係ない。今は3条の話をしているのに、そんな余談な話をしたら、余計ややこしくなる。
事務局	この土地では太陽光はしません。ここには果樹を植えるという話です。
門口委員	将来の話としては、太陽光発電の申請が出てくるという話でしょう？
事務局	そんなことも無い感じです。家の横の小さな土地で、正直な話、何故ここを買うの？と、そんな話なんです。
門口委員	太陽光でも無いの？
玉岡委員	二畝で太陽光をしたとして、発電しないのでは。
事務局	そんなんです、本当に家の横の農地で、何故購入することになったのかと思う案件です。ですが、譲受人は必ず果樹を植える気でいて、何を植えたら良いのか色々検討しているとのことなんです。
西田委員	何を植えるかは、確認しておかなければいけない。
事務局	キンカン、キンカンと植えるとのことなんです。
事務局	徳島で植えるほうが耕作条件が良いのではと言われれば、そうも思いますが。本人がこの土地で植えたいと希望されていますので。そんなに太陽が当たるとも思えないし、本人には再三営農の意思を確認してもいますし。確かに、いきなり5条申請を出してくるような候補地とも思えないですし。
玉岡委員	本人が果樹を植えるって言ってるし、そうしておくしか仕方がないのかな。
西田委員	しかし、農業委員会としては疑問も残る案件ですよ。
事務局	もしかしたら、お知り合いの方に購入を頼まれたのかと思うところもあります、農地の面倒を見て欲しいと。遊休農地にはしたくないので。かなり小さな農地ですが。
西田委員	譲渡人の住所も愛知県なんですよね。
事務局	現在はそうですが、元々譲渡人は佐那具町に住んでおられた方です。譲受人は譲渡人とは別の方から農舎を借りる予定です。
各委員	分からないことが残る案件ではある。
議長	取り敢えず、三畝くらいの農地ですけれども、果樹を植えるということで。
議長	他にございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.14～19について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.14～19について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	賛成多数ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.14～19については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～3について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。総会資料6ページをご覧ください。</p> <p>No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、上野の城下町の住宅地に位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、自身の所有する居宅の庭で、昭和50年の居宅建築時から利用中で、始末書が添付されています。敷地内はフェンスで囲まれており、雨水は自然浸透により処理し、周囲に影響はありません。現状のままの利用のため新たな資金は発生しません。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、用途区域が定められた旧市街化区域内の孤立した農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、名阪国道大内インターと白檜インターの中間あたり、南側に広がる青蓮寺用土地改良事業地内の一角で農業振興地域内農用地ですが、農業用施設用地に用途変更済みです。施設の概要は、廃水処理施設、駐車場、資材置場とする計画です。申請法人は、平成22年に設立された法人で、畜産業等を行っており、申請地の隣地で養豚施設を運営しています。議案第3号5条許可No.6と議案第4号事業計画変更と一連の申請となっています。令和5年12月25日付で同じく廃水処理施設および駐車場で許可されましたが、その後今後の養豚施設の増改築にあたり、より大きな施設が必要となり計画の変更をするものです。</p> <p>事情計画変更申請はその前回の許可の変更に対する承認となり、4条申請は前回の許可で名義変更がすでになされているため再申請となっています。また5条申請につきましては施設の拡大に伴い農地を追加するために新たに権利異動が必要だからです。</p> <p>施設の概要は、一体利用地の宅地等を含む全体公簿面積11,791.98㎡について、廃水ラグーン、機械棟、管理棟、原水槽で構成する廃水処理施設と、駐車場15台分および資材置場2箇所、を整備する内容となっています。</p> <p>工事計画としては、土地造成は整地のみ、取水はなく、雨水は既設水路へ放流、廃水ラグーンの処理水は北側道路にある既設配管に接続し放流します。</p> <p>資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>事業計画については、土地改良区、隣接土地所有者および処理水の放流先に係る地区には説明を行い、了承を得ております。</p> <p>将来的な規模拡大を踏まえ、より大きな処理施設に変更するという内容であり、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は、丸柱地区市民センターの南300mほどに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、自身の経営する会社である〇〇さんの事業用駐車場で、申請人と法人との間で賃貸契約が交わされています。議案第3号No.9と一体利用となります。〇〇株式会社は、昭和38年に設立された、陶磁器の製造販売等を行う法人で近隣に事業所を構えています。5条申請と払下げを受ける道路水路を含めて、全体面積5,956.03㎡について、駐車場207台分を整備する内容となっています。排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路を使用します。なおその既設水路の一部は従前から南側の山からくる土砂でつまり気味であったため水路を敷設替え済みです。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、以前から不足気味で近隣に迷惑が掛かっていたものを解消する内容であり、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、上野地区、猪田地区、丸柱地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
玉岡委員	<p>No.1の物件につきましては、1月27日に関係者一同立ち会いを行いました。事務局からのご説明の通りでございまして、この土地に関しましては周辺を住居に含まれている農地で、現在本当に畑の面影がなくて、庭のようないろんな木が植わっていたということです。ここに建っている住宅も空き家になっていて、転用して、纏めて売りたいというようなことをお聞きしております。周辺にも何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>

川口委員	30日に事務局等関係者一同で現地立会いをしました。全部だけ。この〇〇ですけれども、以前にも立ち合いをしまして、汚水関係の処理施設も確認しましたが、別段以前と変わりなくきれいな処理をされているということで、別段問題はございませんので。以上、よろしくお願ひします。
福地委員	丸柱です。先の事務局さんの説明の通りでございますが、この地域全体が圃場整備が従前から行われておらず、面積を見ていただいたらわかりますように、もう三畝とは一畝半とかっていう小さなところがほとんどでございます。後継者がいない高齢化というふうな二重の負の中でですね、申請人が従前から地域の景観等々の保全も含めまして、問題解決のために田んぼを耕作しておりましたけれども、この事業用駐車場と申しますのは、以前から伊賀署等々からの指導等ございまして、道路が非常に混雑しておるといふことで、このタイミングでですね、他のところでも同じようなイベント開催といふことで非常に混雑するといふことで、今回この審議につきましてはそういうふうな部分につきまして、警察とも話し合いの上でございますね、このような処置をとったといふことで今回の申請に至ったところでございます。先程事務局からお話があり説明がありましたように、議案第3号のNo.9についても同様の内容での条件となっておりますので、また改めて3号のほうにつきましてはよろしくご審議をいただき、今の4条につきましてはご説明させていただいたような内容でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～3について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～3については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～8について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料7ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は国道163号線沿い上野西大手の踏切交差点から北に200mほどの土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、自身の経営する酒屋さんを昨年10月に株式会社として登録し、その資材置場として利用する計画です。宅地85.27㎡については、隣接の3775番と一体で畑となっているため、併せて申請したいとの申し出によるものです。土地造成は整地のみ。取水、汚水はなく、雨水は自然浸透および既設水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺に農地はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内の孤立した農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は長田地区国道163号沿い、交差点にあるミニストップから南西に約200mほどの集落内の土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、譲受人が建築予定の住居への進入路が狭いので拡幅する計画です。土地造成はコンクリート舗装をし、既存水路も拡幅に合わせて敷設替えします。工事完了後は公衆用道路として、市に移管する予定で、担当部局とも調整済みです。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はありません。住宅地内の孤立した狭小な農地であり、転用もやむをえないものと考えられます。

事務局	<p>No.3、4、5は一連の申請ですので併せて説明します。詳細は議案書のとおりです。申請地は、名阪国道大内インターの西700mほどに位置し、大内の既存集落の南東に当たる土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、住宅への進入路で、平成3年の居宅の増築時から利用していたとのことで始末書が提出されています。No.5の土地には一部車庫も建築されています。</p> <p>農地法3条No.3、4、5でも上がっていましたが、〇〇さんの居宅および農地を〇〇さんが受ける手続きの中で、道になっていることが発覚した次第です。取水汚水はなく、雨水は自然浸透および東側既存水路に放流します。贈与であり、現状のまま使用するため、新たな資金は発生しません。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。現在この道以外に進入路はないことから、転用もやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.6、先ほど農地法第4条No.2で説明いたしました、追加する農地の分ですので詳細は省略させていただきます。</p>
事務局	<p>No.7、詳細は議案書のとおりです。申請地は、県道上友田円徳院線沿いにあるサンガリアの工場の南西約300mほど集落内の土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、住宅1棟新築で、935㎡の田を471.11㎡に分筆します。借人は貸人の娘むこに当たります。建築面積は107.65㎡であり、必要基準となる建蔽率22%を超えており問題ありません。取水は前面道路から引き込み、汚水は公共下水道に接続放流し、雨水は既設水路に放流します。土地造成は道路高まで20cmほど盛土をし、周囲はコンクリートブロックにより土砂および雨水の流出を防ぎます。なお分筆後の田については畑として利用し、袋地になることから住宅敷地内を通ることで調整済みです。資金計画については資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。義理の父の家の向かい側で、居宅に挟まれた農地であり、転用もやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.8、詳細は議案書のとおりです。申請地は、マックスバリュー佐那具店の北西約500mほどの土地で、令和6年9月30日付で農用地の除外がなされ、第1種農地となりますが、隣接する〇〇株式会社の事業所の既存面積の2分の1以内の拡張であるため転用は可能となります。施設の概要は、砂利等の資材置場として利用します。申請地は令和3年11月25日付で資材置場で3年間の一時転用として許可され現状復旧されていますが、借人が事業の拡大等、将来的に見て永久的に利用したいとのことから再度本申請に至った次第です。土地造成については整地のみで鉄板敷きにより利用します。取水汚水はなく、雨水は沈砂池を設けて既設水路に放流します。境界にはコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防護します。また、3m高の防砂シートを設置し砂の飛び散りを防護します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。事業所に隣接する土地の規模拡大であり、代替地もないことから、転用もやむをえないものと考えられます。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、小田地区、長田・花之木地区、猪田地区、河合地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
玉岡委員	<p>No.1の物件につきまして、1月の27日に関係者一同現地確認を行いました。先ほど事務局からのご説明の通りでございまして、個人の〇〇さんから法人の〇〇さんへということで、またこの場所につきましては、もう〇〇さんの今の建物、醸造関係の建物の裏になっておりますので、資材置き場ということで何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。</p>

門口委員	<p>No.2でございます。〇〇さんと〇〇さんについては、ちょっと相続する関係がありまして、〇〇さんは父親の実家の農地を貸して貰って、隣に家を構えるという話です。建築資材はユニットでありまして、沿道の道幅が2.2m程度で、それでは運搬できないということがありまして、新築される土地の手前の道を3mくらいに広げたいと。〇〇さんはこの際ですね、畑を転用して16㎡提供するという話です。現場を見るとですね、やはりそのくらいを拡幅しないとという話でありまして、……やむを得ない話かと思えます。</p> <p>No.3、4、5については、事務局のほうからも説明がありましたとおり、元々はNo.5の〇〇さんが約30年前に自分の家の離れを建てたときに進入路を作りまして、その時本来であれば〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが5条申請で許可を受ける必要がありましたが、今回隣家である〇〇さんに道のほうを無償貸与されるという話です。で、〇〇さんのほうが申請をされていなかったとのことで、今回そのあたりを整理したいというかたちで許可申請をされたということです。ひとつよろしくお願ひします。以上です。</p>
川口委員	はい。これについては別段問題はありませぬので、ご審議よろしくお願ひします。
福地委員	<p>河合です。7番の居宅、の新築の件でございますが、説明をいただいた通りでございます。実は3年か4年くらい前に、この地の隣接のところですね、同じ円徳院地区の中で同様の申請がございまして、そのときも許可をいただいているところでございます。現地の方におきまして、関係者全員が集まりまして、説明のありましたように農地への進入道路の確保、用水路等々の問題の対応も確認をさせていただいたところでございまして、何ら問題ないというふうに判断をいたしましたので、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>続きまして8番でございますが、これも現地におきまして、或いは今事務局から説明がございましたようにこれまでの経過経緯の説明並びに現地の方での現地確認と、転用や永久的に使用するという目的のために、現場における周辺農地への影響を防ぐための手法であったりというふうな部分も確認をさせていただいたところでございまして、問題ないという判断をいたしまして、今回こちらのほうに申請を上げさせていただきましたので、よろしくお願ひをいたします。以上です。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませぬか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～8について、一括して採決することにご異議ございませぬか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～8について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～8については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号No.9～14について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。施設の概要は、自身が役員を務める会社である〇〇さんの事業用駐車場で、譲受人と法人との間で賃貸契約が交わされています。議案第2号No.3と一体利用となります。詳細は農地法第4条にて説明した通りですので省略させていただきます。
事務局	No.10、申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀神戸駅から北西へ800mほどで、周囲を河川と宅地、雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年7月31日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを164枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.11、申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀支所から北東へ500mほどに位置し、周囲を宅地と雑種地で囲まれた基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。譲受人は、個人事業主として造園業を営んでおり、これまで申請地の隣接地を資材置場として利用していますが、進入路の道幅が狭いことから、今回、新たに進入路を設置するとともに、造園業用の資材置場も拡大するために申請されたものです。〇〇番〇の畑1筆については、譲受人が平成29年から既に進入路として使用していることから顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年6月30日までの計画で、土地造成は既存資材置場の高さまで盛土を行い、土羽により土砂の流出等を防止します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀支所から南西へ800mほどに位置し、周囲を宅地と雑種地に囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。譲受人は現在借家で生活していますが、子どもが成長し手狭になったことから、知人が所有している申請地と宅地、雑種地を購入し、一体利用して住宅を建築したいとのことから申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。建ぺい率は適正な建ぺい率22%を超えており問題はなく、工事期間は許可日から令和7年10月30日までになっています。土地造成は整地のみで、取水は上水道を利用し、雑排水は敷地内で集水後に公共下水道へ放流、雨水は既設側溝へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀市立三諏小学校から北東へ約250mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は法面が高く不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年3月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを156枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.14、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は阿波地区市民センターから北東へ800mほどにあり、周囲を宅地で囲まれており基盤整備されていない狭小で不整形な農地であることから第2種農地と判断します。隣地に譲受人が空き家を購入する予定です。申請地は、昭和48年から倉庫敷地として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。今後は、倉庫・駐車場として利用していきます。取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで北側既設水路へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、丸柱地区、神戸地区、西柘植地区、三田地区、阿波地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
福地委員	丸柱です。先の4条のところでもちょっと3番でお話をいたしましたけれども、事業用の駐車場として、今回5条で申請をさせていただきたいということで、譲受人がですね、と前回の4条の時とは名前が違うんですが、ともに〇〇の社長と役員ということで譲受人の名前が変わっておりますが、先に4条で説明をさせていただいた通りの趣旨で今回の申請となりましたので、ご理解をよろしくお願いをいたします。以上です。
松永委員	10番、神戸地区です。29日に関係者一同立ち合いました。〇〇さんというのは伊賀でも実績のある太陽光の会社ですが、ということで近隣の方、それから上の方、関係の方など何ら問題のないことを確認しました。どうぞよろしくお願いをいたします。
田中委員	11番ですけれども、1月の28日に現地で審査を関係者で集まって行いました。先ほど事務局から説明がありました通り、譲受人の方は造園業を営んでおられて、今の現在の資材置場では進入路が、アプローチがしづらいとのことで今回の申請となっております。それから12番の件ですけれども、これも1月の28日に現地で審査いたしました。譲受人の方は移住者ということで、今回雑種地と合わせて住宅を建てるとということで申請されました。以上です、審査をよろしくお願いをいたします。

森田委員	13番です。1月29日関係者で立ち会いを行いました。詳細は事務局の方の説明のとおりです。こちらの、田んぼの周辺の土地のほとんどがソーラーパネルを設置されております。こちらも耕作放棄地になっていたところですが、特に問題はないように思いました。審議をよろしくお願いいたします。
橋本委員	14番、阿波地区でございます。1月31日、関係者並びに代理人である行政書士の〇〇さんの立ち会いのもと、現地を確認させていただきました。購入される案件ですが、道より一段低いところがございます。車を止めることができないということから今回の申請に至ったものでございます。昭和48年に隣に農業用倉庫として立てておるわけですが、その東側に空き地があるところを、駐車場ということで2台ぐらい置けるようにしたいということで申請が出ました。ひとつよろしくお願ひします。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.9～14について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.9～14について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.9～14については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第4号「事業計画変更申請について」を議題とします。議案第4号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、事業計画変更承認申請について説明します。総会資料9ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。農地法第4条No.2及び第5条No.6で説明いたしましたとおり、令和5年12月25日付で同じく廃水処理施設及び駐車場で許可されたものの変更に対する承認申請となります。概要詳細については説明済みですので省略させていただきます。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
川口委員	この案件につきましては先程事務局から説明がありましたとおりで、4条5条と同様別段問題はございませんで、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	1番の変更面積は5,378㎡です。で、これが以前の分は……がありましてね1470㎡のね、今回3,600㎡か、それは良いんですけど、輪中？の面積がですね、……で置くのと駐車場合わせて約2,000㎡、で、まあ第5条なのでね、用途変更するので、残りの3,400㎡ね、まだそっちのほうが面積が多いのでね、これはどういうふうに使われるのですかね、残りの3,400㎡。それをちょっと説明のここにも張ってあったらね。
事務局	この追加する土地について、かなりいびつな土地になっておりまして、細長い土地なんです、図面を見てもらえば一番わかりやすいんです。今追加するのが「ここ」なんです。この「丸」が大きくなったので、ここに掛ってくるので土地を追加っていうかたちで。ここがもう、こんな細長いいびつな土地で、何と言いますか利用しようが無いといいますが、そういった理由があるもので、そこを資材置場・駐車場っていうかたちで。面積で出すと、かなり余ってる土地のほうが多いやろっていうかたちになるんですが、利用しづらいいびつな土地っていうことで、そういう配分になってしまっています。
門口委員	ろくな状態ではないので芝生を植えるとかさ、空いているスペースは、特にチームの造成等については値引きするとかないんだっていう、加工はしないというふう聞いてますんではない。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一同	(挙手)
議長	全員賛成(又は賛成多数)ですので、議案第4号「事業計画変更申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第5号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、非農地証明下付願について説明します。総会資料10ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は槇山の既存集落内の土地で、願出人が所有する家の斜め前になります。周囲の状況から第2種農地に該当します。当該農地は、昭和41年ごろから車庫および倉庫の敷地となっており、平成13年撮影の国土地理院が証明する航空写真から、20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、玉瀧地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
稲森委員	事務局の説明通りで、特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成(又は賛成多数)ですので、議案第5号「非農地証明下付願について」No.1は、原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料11ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積計画について説明します。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定33件、再設定53件で、田216筆、畑19筆。計画面積は合計362,402.31㎡です。

事務局

議案書19ページ 猪田地区 整理番号67 1件、筆数4筆、面積 9,474m <sup>2</sup>
議案書20ページ 花垣地区 整理番号68～69 2件、筆数4筆、面積 1,150m <sup>2</sup>
議案書22～24ページ 河合地区 整理番号70～72 3件、筆数7筆、面積 10,093m <sup>2</sup>
議案書25～26ページ 鞆田地区 整理番号73～75 3件、筆数9筆、面積 12,938m <sup>2</sup>
議案書27～30ページ 柘植地区 整理番号76～81 6件、筆数8筆、面積 12,403m <sup>2</sup>
議案書31～35ページ 壬生野地区 整理番号82～87 6件、筆数10筆、面積 18,837m <sup>2</sup>
議案書37ページ 上津地区 整理番号88 1件、筆数3筆、面積 2,464m <sup>2</sup>
議案書38ページ 種生地区 整理番号89 1件、筆数2筆、面積 3,931m <sup>2</sup>
議案書39ページ 新居地区 整理番号90 1件、筆数2筆、面積 2,887m <sup>2</sup>
議案書40～44ページ 府中地区 整理番号91～95 5件、筆数7筆、面積 11,185.31m <sup>2</sup>
議案書45ページ 友生地区 整理番号96 1件、筆数25筆、面積 22,283m <sup>2</sup>
議案書47～49ページ 山田地区 整理番号97～100 4件、筆数8筆、面積 10,505m <sup>2</sup>
議案書51～52ページ 中瀬地区 整理番号101～102 2件、筆数3筆、面積 1,785m <sup>2</sup>
伊賀ふるさと農協を介して利用権設定された農地
議案書53ページ 府中地区 整理番号103 1件、筆数2筆、面積 4,021m <sup>2</sup>
議案書54ページ 府中・中瀬地区 整理番号104～105 2件、筆数7筆、面積 10,162m <sup>2</sup>
議案書55～56ページ 中瀬地区 整理番号106～108 3件、筆数13筆、面積 22,668m <sup>2</sup>
議案書57ページ 依那古地区 整理番号109 1件、筆数1筆、面積 2,069m <sup>2</sup>
議案書58～60ページ 猪田地区 整理番号110～113 4件、筆数11筆、面積 18,582m <sup>2</sup>
大山田農林業公社を介して利用権設定された農地
議案書61～79ページ 山田地区 整理番号114～143 30件、筆数90筆、面積 141,987m <sup>2</sup>
農地中間管理機構により利用権設定された農地
議案書80ページ 府中地区 整理番号144 1件、筆数2筆、面積 10,317m <sup>2</sup>
議案書80ページ 古山地区 整理番号145 1件、筆数3筆、面積 6,589m <sup>2</sup>
議案書82ページ 神戸地区 整理番号146～147 2件、筆数9筆、面積 14,434m <sup>2</sup>
議案書84ページ 猪田地区 整理番号148 1件、筆数2筆、面積 4,989m <sup>2</sup>
議案書85～86ページ 壬生野地区 整理番号149～151 3件、筆数3筆、面積 6,649m <sup>2</sup>
田216筆 畑19筆 合計235筆
新規33件 166,157.00m <sup>2</sup> 再設定53件 196,245.31m <sup>2</sup>
合計86件 362,402.31m <sup>2</sup>

事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成(又は賛成多数)ですので、議案第6号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	その他の項に入ります。事務局から「令和7年度月次総会の日程について」「令和7年度伊賀市農作業賃金基準表について」「農業委員視察研修について」、説明を求めます。委員の皆さんからの質問等については、事務局の説明が全て終わったあとにお願いします。
事務局	事務局から「令和7年度月次総会の日程について」「令和7年度伊賀市農作業賃金基準表について」「農業委員視察研修について」、説明
議長	説明が終わりました。何か質問等ございませんか。
議長	質問等ございませんか。無いようですので「その他」の項を終了します。
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	2月18日(火)に、今年度2回目になります、伊賀市議会産業建設常任委員会との意見交換会(出前講座)が開催されます。当会からは役員の皆さま6名に出席いただきます。前回は令和6年5月28日に開催されまして、意見等の話し合いの結果、7月3日付けで、当時の西口市議会議長から市長あてに「市政に関する提言書」が提出されました。つきましては、意見交換会の開催に先立ちまして、打ち合わせを致したいと存じますので、役員の皆様につきましては、本総会終了後に、この会議室にお残りいただくようお願いいたします。事務局からは以上です。
議長	次回の総会は、令和7年3月10日(月)午後1時30分から、伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第20回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 年 月 日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

田中 康俊

⑩

議事録署名者

池町 安雅

⑩